

平成24年6月29日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館4階特別会議室

## 交通政策審議会海事分科会

### 第33回船員部会

#### 議事録

## 目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
報告事項	
1. 船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針の一部改正について	1
2. 船員法施行規則等の一部改正について	4
審議事項	
1. 船員派遣事業の許可について	6
3. 閉 会	6

### 【出席者】

(委員及び臨時委員)

公益代表 落合委員、竹内委員、石塚委員、鎌田委員、河野委員、野川委員

労働者代表 立川委員、藤澤委員、

使用者代表 阿部委員、五十嵐委員、小比加委員、小坂委員、三木委員

(事務局)

国土交通省 河田参事官

海事人材政策課 河村海事人材政策課長、古坂雇用対策室長、林企画調整官

運航労務課 山本運航労務課長

## 開 会

【林企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第33回船員部会を開催させていただきます。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中13名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。まず、資料1としまして、交通政策審議会への諮問。資料1-1としまして「船員派遣事業の許可について」、資料2として「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取り扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針の全部改正について」、資料3として「船員法施行規則等の一部改正について」となっております。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。落合部会長、司会進行をお願いいたします。

### 報告事項1. 船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針の全部改正について

【落合部会長】 それでは、早速、議事に入りたいと思いますが、お手元にあります議事次第をご覧くださいと思います。審議事項1、船員派遣事業の許可についてと、報告事項が2件ございます。審議をお願いする順序ですが、審議事項のほうは後に回させていただきます。最初に報告事項のほうをお願いしたいと思います。というのは、個別事業者の許可に関する事項でありますので、公開することについて、この審議事項1は適切でないということがあるからであります。

それでは、報告事項1「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針の全部改正について」、これにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【河村海事人材政策課長】 海事人材政策課長でございます。資料2をご覧くださいと思います。報告事項についてご説明いたします。

背景にもありますように、個人情報保護法という法律が平成15年に公布されておりますが、個人情報保護法では、個人情報を取扱う事業者について義務等、必要な規制を行っているものでございます。この法律上の義務を具体化するために、法8条の規定に基づきまして、国はこういう義務のかかる個人情報を扱う事業者などが適正な取扱いの確保に関

して行う活動を支援するため、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針、ガイドラインの策定を行うこととされております。この指針、ガイドラインにつきましては、主務大臣がそれぞれの事業分野ごとに、それぞれの事業というの也有ります。本日、ここで扱いますのは、雇用管理という一つの事業分野でありますけれども、そうした事業分野ごとに個人情報保護に関する指針、ガイドラインを個別に策定しております。

こうした指針が、政府全体でいいますと、今、27分野、40ほどのガイドラインがありますが、そのうちの1つとして、雇用管理分野におけるガイドラインについては、船員以外については厚生労働大臣、船員に関しては国土交通大臣がそれぞれガイドラインを作成することになっております。既に、国土交通大臣のほうでは、「船員の雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」というものを平成16年に定めておるところでございます。

これで運用されてきているわけでありましてけれども、しかし、こうした各分野での各省庁の策定するガイドラインは、必ずしも内容が統一されていない。これについては、特に複数のガイドラインの適用のある事業者の方などもおられるものですから、総合的かつ一体的に推進する観点から、各ガイドラインの足並みをそろえ、異同を小さくすることによって、個人情報保護制度を対外的にわかりやすいものになったわけでありまして、具体的には、平成20年7月に「個人情報保護に関するガイドラインの共通化」という政府部内での申し合わせを取りまとめておりまして、これに沿いまして、現在、各ガイドラインの共通化の作業を進めております。

本日、お諮りいたしますのも、船員雇用管理指針についても、この申し合わせの内容に沿った所要の改正を行うこととしておりますので、これをご報告申し上げるということでございます。

先に、スケジュールはそこにあるとおりでございますけれども、現在、パブリックコメントを終えたところでございますして、平成24年、本年の来月下旬に告示ということ、今、想定して作業をしているところでございます。

形式としては、全部改正ということになります、内容的には大きく異なるものではありません。先ほど申し上げましたように、他のガイドライン等との横並び、統一性を保つために、全部改正の形で改正を行うものでございます。

めくっていただきまして、別紙のところはガイドラインの概要ということでございます。ガイドラインの構成のとおり、ここに示させていただいております。

第1の趣旨でございますけれども、ガイドライン、個人情報保護法8条の規定に基づき、船員の雇用管理分野に関する個人情報の適正な取り扱いの確保に関して行う活動を支援するための指針として定めたものである旨を規定しております。

定義では、ガイドラインにおいて使用される用語の定義を規定しております。

第3が、適用対象者の範囲。ガイドラインの適用対象者、それから、適用対象者ではないがガイドラインの遵守が望ましい者を規定しております。ここでいう、本ガイドラインの適用対象者といたしましては、船員についての雇用管理情報を取り扱う個人情報取扱事業者ということになっておりまして、この個人情報取扱事業者は、法律では、基本的には個人の情報、その個人の数が5,000人を超えるものについて、事業者として規制の対象としておりますので、本ガイドラインでも適用対象者はそうした者であって、船員の雇用管理情報を取り扱う者でございます。それから、適用対象者ではないが本ガイドラインの遵守が望ましい者は、例えば、5,000人未満等で事業者の枠から外れる者であり、船員の雇用管理情報をおよそ取り扱う方については、遵守が望ましいという位置づけにしております。

第4以降が、内容にかかわるものでございますけれども、第4は、船員雇用管理情報の利用目的に関する義務。船員雇用管理情報の取り扱いについては、法律上も、目的を特定しなければいけないことになっておりますけれども、可能な限り、具体的に特定しなければならないこと。さらに、目的を変更する場合には、変更前の利用目的から見て、社会通念上、本人が想定できる範囲を超えて行ってはならないということを示しております。

それから、情報の取得に関する義務でありますけれども、適正な取得に努めること。利用目的の通知または公表を相手方に対して行わなければならない旨の規定を置いております。

それから、集めた後の収集した個人データの管理に関する義務でありますけれども、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならないこと、それから、とるべき安全管理措置、個人データの管理に従事する者、委託先の監督等々についての規定を置いております。

さらに、よく話題になるところでありますけれども、個人データの第三者提供に関する義務につきましても、第三者提供の制限に関する原則、その例外、いわゆるオプトアウトや第三者に該当しないもの、第三者提供に当たっての留意事項等を規定しております。

それから、個人データの本人への開示等に関する義務でありますけれども、事項の公表、

保有個人データの開示、訂正、利用停止、それから、求めと異なる措置をとる場合の理由の説明等々について規定しております。

さらに、苦情処理に関する義務として、苦情に対して適切かつ迅速な処理に努めなければならないこと等を記載しております。

以下、その他事業者が配慮すべき事項、法違反のおそれが発覚した場合の対応等々について規定しているということでございます。

最初に申し上げましたように、内容について、今までのガイドラインを大きく変えるものではありませんが、規定の整合のために、今回、全部改正の形で改正いたしますので、ご報告申し上げた次第でございます。

私からのご説明は以上でございます。

**【落合部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 報告事項 2. 船員法施行規則等の一部改正について

それでは、次の議題に移りたいと思います。これも、報告事項 2 でありまして、船員法施行規則等の一部改正について。これにつきましても、事務局から説明をお願いします。

**【山本運航労務課長】** 運航労務課長でございます。本件、船員政策についての独自の制度改正というよりは、他法令の制度改正に付随して行われる形式的な改正ということで、報告事案ということで取り扱わせていただいておりますが、資料 3 でご説明させていただきます。

2 枚目、色のついた資料をご覧ください。平成 21 年に関係法律の改正が行われましたが、新たな外国人の在留管理制度がこの 7 月にスタートするというので、それに対応する改正となります。

外国人の管理に関しましては、法務省入国管理局による入管法に基づく入国時の上陸や在留に係る許可制度と、市町村による、外国人登録法に基づく外国人登録制度がございます。後者の外国人登録制度の方は、在留期間中の状況を管理するというものになりますが、大きくこの 2 つの制度で構成されておりました。

制度発足以来、我が国における外国人の入国や在留の状況は大きく変化しており、外国人数の大幅な増加、国籍構成の多様化、さらには、不法残留者の増加等々の変化が見られ

る中、時代に即した新たな管理制度ということで、法務省が中長期在留者の在留状況を継続的に把握する制度として構築されるものとなったものでございます。

具体的には、上の枠の中に書いてありますが、外国人登録法が廃止され、従来の外国人登録原票や外国人登録証明書に換わって、在留資格を持って我が国に中長期在留する外国人の方には、在留カードが、特別永住者の方については、特別永住者証明書というものが交付されます。もう1つは、外国人住民というものが住民基本台帳法の適用対象に加えられ、住民票が作成されることとなっています。また、この新制度におきまして、新たに導入される在留カード等について、適法に我が国に在留する外国人の身分証明機能も期待されているところです。

以上のような制度改正を背景に、今回、措置させていただこうとしておりますのは、現行の海事分野の各種法令において、外国人の申請者の方の身分証明として、既存の外国人登録証明書等を証明書類として採用しているもの、これらについて、外国人の在留管理制度の変更に伴い、証明書類を変更しようというものでございます。具体的には、船員手帳の交付申請に係る船員法施行規則における必要書類をはじめ、4つの法令に基づく添付書類を改正しようというものでございます。以上が、今回の改正の概要になります。

少し補足しますと、これまで外国人登録証明書等をもって身分証明を行っていた方が、今後、在留カード等で証明をするという変更が生じるケースとしては、制度上は、ここに挙げた4つのものが該当するわけですが、実態上は、在日の方の場合を除けば、外国人の方が在留許可を持って日本籍船の船員となるようなケースということで、具体的には、シェフやソムリエ等の特殊技能労働者として在留し乗り組む場合と、それからもう1つは、いわゆる漁船の技能実習生として在留許可を得て乗り組む場合の、船員手帳の交付の場面に限られるのではないかと考えております。また、これらについても、現行、身分証明書類としては、パスポートの使用が認められており、実行上、パスポートの写しを添付して申請していただいておりますので、実際に、今回の制度改正に係る証明書類が使われる場面はそう多くないであろうと考えております。

以上、簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。

**【落合部会長】** ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。特にないようですので、次の議題に移りたいと思います。

## 審議事項 1. 船員派遣事業の許可について

審議事項の 1、船員派遣事業の許可についてであります。本件については、個別事業者の許可に関する事項ですので、企業の個別情報も多数含まれています。したがって、公開することは当事者等の利益を害するおそれがあるということでありまして、これは船員部会運営規則 11 条ただし書きの規定に基づいて審議を非公開とさせていただきます。

したがいまして、マスコミ関係の方をはじめとして関係者以外の方はご退席をお願いいたします。

(関係者以外退席)

## 閉 会

【立川臨時委員】 先回の 5 月 25 日に開催されました第 32 回の船員部会で、組合側の委員から、全内航の新賃金制度の開始に伴って、現行の最低賃金について再検討の必要があるのではないかという問題提起を行ったところでございますけれども、これに対して事務局のほうから、最賃について論議が必要であると考えているということを踏まえながら、まず、労使間で検討することが望ましいというようなご意見といたしますか、事務局提案を受けたわけです。これにつきまして、組合側としましては、既に新賃金を導入している全内航のほかに、内航 2 団体、それから大型カーフェリーも新賃金の制度を導入しており、従来方式に基づいた最低賃金の決定方式を再検討すべきということでの提案をしたということでございます。従来、年功賃金の体系から、標令給、職務給といった能力評価を重視した体系に移ってきている中で、新賃金制度における新たな最賃の決定ルールを確認していくべきであろうということで、検討の場を設けていただきたいという趣旨での発言であったということで、ご理解をいただいて対応いただきたいというのが趣旨であったということで、改めて見解を伺いたいということでございます。

【落合部会長】 それでは、事務局のほうからお願いいたします。

【河村海事人材政策課長】 私どもとして、問題意識は共通ですし、これは 2 団体の新賃金制度移行のときにも労使で話し合い、勉強したこともあったのですが、基本的には同じ立場に立っているものと考えています。ただ、具体的な進め方については、前回もお話ししましたが、今回の新賃金制度そのものが労使の話し合いの結果、導入されたものでございますので、そういうこともありましたものですから、まずは労使で議論されることが基本と考えていると、こういうふうに前回、申し上げたところでございます。ただ、



我々としてはもちろん、労使で話し合いをされる際には、参画等させていただければと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

【落合部会長】 よろしいでしょうか。

【立川臨時委員】 そうしますと、労使で話し合う中に国交省さんも入っていただいて、中での検討が進められるという理解でよろしいわけですね。

【河村海事人材政策課長】 はい。それで結構でございます。あくまで中立的な立場でございますが、そういう場に参画させていただければと思ひます。

【落合部会長】 ほかにございますでしょうか。どうぞ。

【藤澤臨時委員】 来月7月が海の日でございまして、海洋基本法に基づく海の月間に、いろいろな催しが全国で開催されるわけでございます。我々、フェリー、旅客船もいろいろな問題に直面しておりまして、本年の海の月間には、全国の総決起集会を開いて、国土交通大臣を中心にいろいろな申し入れをしていくということを計画しています。この場で、私がお伺ひしたいのは、この海洋基本法が5周年でございまして、内閣総理大臣を本部長とする海洋基本計画の見直しが今、進められていると思うんです。ここで、我々水産とか船員にかかわる、あるいは東日本大震災のような、大震災に直面した地域におきましては、海洋基本法の見直しがどういうふうな形で現在進められているのか、もしお話しできることがございましたら、少し状況だけ説明していただきたい。特に、海洋基本法の第17条、いわゆる海洋資源の開発だとか、20条の日本船舶、船員だとか、21条の震災、災害に対する対応だったとうろ覚えしていますが、この海洋基本計画の見直しは5年ごとに行われますが、そこの進捗状況をちょっと説明していただきたいと思ひます。

【落合部会長】 それでは、事務局のほうでお願いいたします。

【河村海事人材政策課長】 ご説明します。今、委員のほうからお話がありましたのは、今の海洋基本計画が、現行が20年3月に策定されていまして、一方で、法律上、5年ごとに見直しを行うということになっているものですから、今のようなお話があったわけでございます。5年ということですと、次の3月、来年の3月までで一区切りということになりますので、現在、本年度において、新たな海洋基本計画の策定に取り組むということにされております。

この作業のほうは、具体的には、政府部内の総合海洋政策本部のほうで、遅くとも今年度中の、これは閣議決定という形式になりますが、これを目指して作業が進められている旨でありまして、まだ私どもも今の段階では、そういうふうにお聞きしているところでござ

ございます。いずれ、今後、動きが出てきますと、海事局においても、こうした海洋本部の動きに合わせて作業を行っていくことになってくるかと思えます。その際には、今お話がありました事項についても含めて、私どもの重点施策が適切に反映されるように、今後は所要の対応を行ってまいりたいと考えております。

【落合部会長】 よろしいでしょうか。

【藤澤臨時委員】 はい。どうもありがとうございました。

【落合部会長】 ほかに、何かご発言、ございますでしょうか。

それでは、特にないようですので、事務局のほうから次回の日程につきまして、お願いいたします。

【林企画調整官】 次回の部会の日程でございますが、7月27日金曜日の13時30分からを予定しております。また、場所につきましては、11階特別会議室となりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【落合部会長】 それでは、以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会の第33回船員部会を閉会とさせていただきます。本日は、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

— 了 —